

令和 6 年 5 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

|   |     |                |           |
|---|-----|----------------|-----------|
| 1 | 開 会 | 令和 6 年 5 月 9 日 | 午後 2 時47分 |
|   | 閉 会 | 令和 6 年 5 月 9 日 | 午後 3 時31分 |

2 出席委員等

前 川 教 育 長      小 畑 委 員      千    委 員

安 岡 委 員              藤 本 委 員      鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

大路    教育次長

村山    教育監

仲井    管理部長

相馬    指導部長

高橋    管理部理事

橋長    高校改革推進室長

水口    高校教育課長

井上    保健体育課長

山本    総合教育センター所長

瀬津    総務企画課課長補佐兼係長

中村    総務企画課主事

## 5 議事の概要

### (1) 開会

教育長が開会を宣言

### (2) 前会議録の承認

4月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

ア 令和5年度京都府教育委員会の情報公開制度及び保有個人情報保護制度の運用状況について

#### 【高橋管理部理事の報告】

○ まず、最初に制度について説明する。

情報公開制度は、京都府教育委員会が保有している公文書に対する公開請求の制度であり、請求者が誰であっても、その扱い、いわゆる開示・非開示等の判断は同じである。一方の保有個人情報保護制度は、京都府教育委員会が保有する請求者本人に関する個人情報を本人に開示・不開示等とする制度である。

それでは、令和5年度の情報公開制度の運用状況から報告する。

請求者数は438人、請求件数は1,550件で、前年度と比べて、請求者数で66人の減、請求件数では668件の減となっている。

決定内容の内訳は、全部公開が1,410件、部分公開が125件、非公開が4件、不存在等が8件、また、請求者による請求取下げが3件であった。

請求の内訳については、学校の施設等の工事設計が1,334件で全体の86%を占めており、このことについては、入札参加事業者等が同様の設計等を取り寄せ、入札の参考にしたいということで請求されているようである。そのほかは教員採用選考試験や文化財等に関するものである。

続いて、保有個人情報保護制度の運用状況について報告する。

請求者数は58人、請求件数は167件で、前年度と比べて、請求者数で63人の減、請求件数で141件の減となっている。

決定内容の内訳は、全部開示が65件、部分開示が80件、不開示が22件であった。

請求の内訳については、約68%が教員の採用選考試験の結果に関する自身の答案用紙の開示を求めるもので、113件あった。

#### 【質疑応答】

○ 安岡委員

保有個人情報保護制度の運用状況において、令和5年度は前年度と比べ、請求者数、請求件数とも半減しているが、その要因は何か。

○ 高橋管理部理事

特定の方が複数回開示請求される状況がみられ、令和5年度については、前年度に比べ、その特定の方による請求が減ったことにより、請求者数及び請求件数も大きく減少したものである。

運用状況の数字を見れば、例えば、令和4年度の場合、121名の方が308件の請求を行ったというイメージを抱くが、そうではなく、その請求者数のうちの何人かは同一人物であり、つまり、同じ方が何度も請求され、それに何度も対応しているというのが現状であり、令和5年度はそうした請求が減っている。

- 安岡委員  
この人数や件数は延べ数か。
- 高橋管理部理事  
そうである。

#### イ 令和8年度全国高等学校総合体育大会について

##### 【井上保健体育課長の報告】

- 全国高等学校総合体育大会、いわゆる全国インターハイは、全国11ブロックの持ち回りで開催されている。  
令和8年度は、滋賀県を幹事県として近畿ブロックで開催予定であり、近畿各府県の開催競技のうち、京都府で開催予定の4競技について、その調整状況を報告する。  
前回の近畿ブロック開催は平成27年度であった。  
近畿各府県の開催競技については、令和3年度より調整が始まり、昨年度の近畿主幹課長会議において最終確認されている。  
その後、本府では、バレーボール男子は京都市、ソフトテニス福知山市、自転車競技のロード種目は南丹市、ボクシングは宇治市の4市を開催地として調整を進めてきた。  
なお、自転車競技のトラック種目については、向日町競輪場の老朽化による改修工事と重なることが想定され、府外の施設で調整を進めている。  
今後の予定としては、本年6月に準備委員会を立ち上げ、その後、府内開催地についての広報を行う予定である。  
なお、準備委員会は、京都府高等学校体育連盟会長を委員長として、同連盟役員、各競技の役員、開催市の担当者、府教育委員会の担当で構成され、また、令和7年度には実行委員会へと組織を改め、令和8年度の大会開催に向けて準備を進めていくものである。

##### 【質疑応答】

- なし

#### ウ 令和6年3月府立高等学校卒業者の進路状況について

##### 【水口高校教育課長の報告】

- まず、最初に全日制卒業者の大学入試合格状況から報告する。  
資料は1頁を御覧いただきたい。  
府立高校生の3月末における大学入試合格状況は、国公立大学及び私立大学とも、合格者数の割合は過去最高となっている。  
国公立大学においては、合格者数の割合は14.4%で過去最高の前年と同じである一方、合格者延べ数は、1,294人で前年より40人の減少となっている。

同頁中段の「合格者数の推移」の表に示しているとおり、合格者は延べ数、実数ともに前年より減少しているものの、それ以上に卒業者数が減少しているため、全体的に合格者の割合は高くなっている状況である。

私立大学においては、合格者数の割合は64.6%で過去最高となり、合格者延べ数についても、14,158人で過去最高であり、卒業者数が減少する中で合格者実数が増加しているため、合格者数の割合は更に高くなっている状況である。

続いて、大学別状況（延べ数）を報告する。

資料は、同頁下段の「大学別状況（述べ数）」を御覧いただきたい。

ここには、主な大学の結果を載せている。

例えば、令和6年3月における京都大学の現役合格は44人で、過年度生を含めれば、53人が合格している状況である。

現役に着目した場合、京都大学が前年より減少している一方で、それ以外の国公立大学は前年よりも増加している。

ちなみに、京都大学合格者数44人のうち1人は、工学部の特色入試の合格者である。

また、国公立大学の医学部医学科の合格者数は、前年対比4人増の19人となり、この数は記録が残る平成22年3月以降では過去最高となる。

私立大学においては、合格者数が増加している大学と減少している大学があり、大学によって増減に差があるものの、全体的に見れば、合格しやすい状況にあると分析している。

なお、大学入試合格状況の詳細は、資料2頁に載せており、御覧いただきたい。

続いて、卒業者の就職内定状況について報告する。

資料は3頁を御覧いただきたい。

求人倍率は2年連続4倍を超え、本年3月末における就職内定率は98.3%となり、過去10年間で見れば、平成26年以降、高い水準を維持している状況である。

令和5年度は、就職希望者数が836人、就職内定者数が822人で就職内定率は98.3%となったが、未内定者が14人であり、こうした状況は過去3年間と同水準の状況である。

未内定で高校を卒業した生徒については、本年6月末までは学校紹介が可能であり、ハローワーク等との連携により、内定に向けての指導を継続しているところである。

なお、就職内定状況の詳細は、資料4頁を御覧いただきたい。

#### 【質疑応答】

○ 小畑委員

府立高校から大学へ進学する生徒のうち、京都府内の大学に入学する者の割合はどれくらいなのか

○ 水口高校教育課長

資料に載せている大学の合格者数は延べ数であり、また、合格した全ての大学を載せておらず、府立高校卒業者が府内の大学に入学する割合までは集計していない。

## エ スクール・ポリシーの策定について

### 【橋長高校改革推進室長の報告】

- 府立高校における教育改革の推進に関連して、各学校で定めるスクール・ポリシーについて報告する。

まず、スクール・ポリシーの策定に係る制度趣旨や基本的な考え方を説明するので、資料1頁を御覧いただきたい。

制度趣旨等については、令和3年3月31日に改正された学校教育法施行規則により、高等学校においては、全日制、定時制若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次の3つの方針を定め、公表するものとされている。

その3つの方針とは、1つ目は、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針（これは「グラデュエーション・ポリシー」という。）で、要するに高校3年間でどのような力が身に付くかというもの、2つ目は、教育課程の編成及び実施に関する方針（これは「カリキュラム・ポリシー」という。）で、要するにグラデュエーション・ポリシーを身に付けるためにこのような学習活動や教育活動を行っていくというもの、3つ目は、入学者の受入れに関する方針（これは「アドミッション・ポリシー」という。）で、要するに当校はこのような生徒に入学してほしいという方針を示すものである。

また、この3つの方針を定めるにあたっては、生徒や入学希望者の学習意欲を喚起し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容にすることとされ、その内容については、日常的に参照可能となるよう、総花的なものとならずに真に重点的に取り組む内容を示す指針とし、日々の教育活動の検証等を通じた見直しを実施することとされている。

次に、その策定に係る基本的な考え方については、こうした国による制度設計の趣旨を始め、昨年12月に府教育委員会が再定義したスクール・ミッションをもとに、各校において検討・策定することとされており、こうしたことを踏まえ、各校において、学舎・分校・課程別に検討してスクール・ポリシーを策定した。

このスクール・ミッションについては、昨年12月の教育委員会で説明し、議決されたもので、それぞれの高校ごとに各校の存在意義や期待される社会的役割、目指す教育、育成する人材像をまとめたものである。

また、スクール・ポリシーの策定にあたっては、各校の特色や魅力を具体的に発信する視点で検討し、特徴が分かりやすく伝わるよう、各方針当たり3～5項目程度で端的にまとめることとしている。

このようにしてまとめた各校のスクール・ポリシー等については、資料2頁以降に「令和6年度 京都府立高等学校 スクール・ミッション スクール・ポリシー」と題して、各学校・課程ごとに掲載しているので御覧置きいただきたい。

今後は、このスクール・ポリシーを府教育委員会のホームページに掲載するとともに、各校における生徒募集に活用する予定であり、また、校内でのベクトル合わせにも活用していく予定である。

### 【質疑応答】

- 藤本委員  
ポリシーは、基本的に毎年見直しがされるものか。
- 橋長高校改革推進室長  
基本的には、P D C Aサイクルを回しながら、検証、改善することになっており、一定の時期において、各校で検討する。  
また、スクール・ミッションについても、必要な場合は府教育委員会から学校に対し、見直し案を示していくことになる。
- 藤本委員  
大きな方向性を示すことは重要なことであるが、一方、日々の教育活動で実際にそれが活用されていくかどうかとも考えなければならないがどうか。
- 橋長高校改革推進室長  
これから検証していくものであるが、スクール・ポリシーを策定するにあたっては、それぞれの学校において、全教職員で検討して策定しているものであり、中身は各教職員の意識の中に浸透しているものと思っている。
- 前川教育長  
高校改革推進室においては、各学校の特色や魅力をそれぞれの学校と一緒に検討しているが、場合によっては、同じ普通科であっても学校によって中身が異なることもあり、その都度、議論を重ね、見直したものも示していくことになる。
- 鈴鹿委員  
このスクール・ミッションやスクール・ポリシーは、どのように入学希望の方等の目に入るのか。
- 橋長高校改革推進室長  
このまま府教育委員会のホームページに掲載するとともに、各学校のパンフレット等にも載せているほか、高校説明会でも力を入れて広報している。  
スクール・ポリシーは分かりやすくするため、字数が限られているが、学校によっては、3つの方針等をホームページで更に詳しく広報しているところもある。
- 鈴鹿委員  
スクール・ポリシーの中には、もう少し詳しく記載すればどうかと思うものもある。補助的な資料が配付されるのか。
- 橋長高校改革推進室長  
各学校が広報するパンフレット等で詳しく説明している。

#### (4) 議決事項

ア 第17号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について【非公開】

イ 第18号議案 令和6年度京都府立公立学校教職員表彰及び京都府教育委員会事務局職員表彰の被表彰者について【非公開】

#### (5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項ア・イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告